

## 【非行児童福祉】 Cさん

### 1. 少年非行に関する福祉行政と青少年行政との関わりについて

近年の行政のあり方については、対症療法的な対応となっている傾向を感じる。家族の生活状況の変化が及ぼしている影響の検討からなされる必要がある。

### 2. 児童自立支援施設と少年院の機能について

<データなし>

### 3. 少年非行に関する児童福祉法と少年法について

<データなし>

### 4. 少年非行に関する児童相談所と家庭裁判所の機能について

<データなし>

### 5. 少年非行をめぐる事実の扱い方について

<データなし>

### 6. 理念

児童福祉の問題であっても、子ども家庭の観点から取り組まなければならない。その際、家族の状況が重要となるが、現在の状況を十分に把握した上で、200年後を見据えるくらいの長期的な視点で考えていく必要があるのではないか。子どもをめぐる家族の現状をみれば、社会福祉および子ども家庭福祉の将来像は悲観的なものとならざるをえない。とりわけ、これまで日本の政府は貧困の問題に中心的に取り組んできたが、他方で、比較的富裕な層の家族生活における問題を置き去りにしてきた。家族のライフスタイル化はますますすすみ、そのことは、現状の社会福祉の制度施策の根本から揺るがすような現状へとつながっていることをまず認識する必要がある。

### 7. 法体系

問題の領域は、既存の領域からでなく、利用者を中心とする個人を全体としてとらえる観点からつくられなければならない。法体系のあり方についても、子ども家庭福祉の利用者にとって複数専門領域の統合は、個人の成長発達段階をとおしてひきつがれるかたちで統合がなされる必要がある。

### 8. 供給方法

子ども家庭福祉においては、利用者の成長の過程をとおして継続的で安定的な専門職と利用者との関係が必要である。そうした個別化された援助の供給のために、現状では、行政の枠内で非常勤化して対応するという傾向が出てきているが大きな問題である。民間や地域のボランティア等を含めた地域全体で取り組む供給システムが検討されなければならない。

### 9. 分権化

三位一体の議論では、ネガティブな論点も出ているが、ネガティブな観点だけでとらえるべきでない。創造的にとらえれば、行政と民間のあらたなパートナーシップの可能性など、可能性を見出していくことはできるのではないか。重要なのは、地域のコミュニティを自治体ごとにつくることができるかどうかということである。

### 10. 財源

自治体を中心とするあり方の問題として、自治体間の問題を誰が対応するのかということがある。とりわけ、

先のDVの問題でもふれたように、広域利用の際に、送り手と受け手とどちらが費用負担するのかといった問題への対応のしくみを検討する必要がある。また、行政で対応できない個別化された支援を民間に委託して担っていくことは検討すべきである。

分担研究報告  
「児童福祉専門職における特徴」

分担研究者 上智大学 網野武博  
協力研究者 神奈川県立保健福祉大学 新保幸男  
協力研究者 東海大学 小林 理

**研究要旨：**児童福祉専門職については、①専門職の養成に関しては都道府県レベルが中心となるべきとの見解が強かった。②養成にかかわる経費については、税中心で対応すべきとの意見があったが、ある程度自己負担をしてもらう方が身に付きやすいのではなかという見解もあった。③現任教育の内容をより充実すべきとの意見があった。④児童福祉関連専門職の共通基盤について検討する必要性が指摘された。

共通質問事項については、①200年後を見据える気持ちで制度設計をする必要がある。②成長発達段階に添う形で支援を総合的に受けられるように制度設計する必要がある。③非常勤対応で行われることが増えているが常勤対応を考えるべきである。その際、必要に応じて民間がサービス提供の主体として重視される必要もある。④コミュニティづくりという視点から分権化を考える必要がある。⑤基礎自治体への財源委譲を進めるべきである。という意見が強かった。

## I. 研究目的

「子ども家庭福祉サービス供給体制のあり方に関する総合的研究」の一環として、本分担研究では、子ども家庭福祉サービスを支える「児童福祉専門職」について、将来展望を含めた有識者の意見をもとめ、将来のあるべき姿を検討することを目的としている。

## II. 研究方法

本研究は2か年継続研究の第1年目であり、今年度の調査においては、児童福祉専門職について4名を対象に実施した。個別領域5つ、共通項目5つからなる半構造化面接による調査を実施し、有識者の意見を聴取し、各有識者の見解を整理することを目指した。また、結果のまとめ及び分析においては、比較的共通して聴取された見解や、オリジナル性の強い見解を取りあげて整理するにとどめた。また、倫理的配慮として、インタビューの結果概要を本報告に記載することについて事前に同意していただくとともに、調査対象者の匿名性を確保するよう配慮を行った。

半構造化面接において事前に設定した質問事項については、下記IVに示すとおりである。面接に際しては、事前に質問事項のメモを調査対象者にお送り

し、十分な時間的余裕を持って質問に応じていただくように配慮した。また、面接調査は、協力研究者である新保幸男、もしくは小林理のどちらかが単独で実施した。面接調査の進行に関しては、こちらが設定した質問事項の順番に沿うように進めることを基本としたが、調査対象者が話す話の流れをできるだけ重視しながら面接調査を進めた。

## III. 研究結果の概要

児童福祉専門職については、①専門職の養成に関しては都道府県レベルが中心となるべきとの見解が強かった。②養成にかかわる経費については、税中心で対応すべきとの意見があったが、ある程度自己負担をしてもらう方が身に付きやすいのではなかという見解もあった。③現任教育の内容をより充実すべきとの意見があった。④児童福祉関連専門職の共通基盤について検討する必要性が指摘された。

共通質問事項については、①200年後を見据える気持ちで制度設計をする必要がある。②成長発達段階に添う形で支援を総合的に受けられるように制度設計する必要がある。③非常勤対応で行われることが増えているが常勤対応を考えるべきである。その際、必要に応じて民間がサービス提供の主体として重視

される必要もある。④コミュニティづくりという視点から分権化を考える必要がある。⑤基礎自治体への財源委譲を進めるべきである。という意見が強かった。

#### IV. 児童福祉専門職について

##### (1) 概要

①専門職の養成に関しては都道府県レベルが中心となるべきとの見解が強かった。②養成にかかわる経費については、税中心で対応すべきとの意見があったが、ある程度自己負担をしてもらう方が身に付きやすいのではなかという見解もあった。③現任教育の内容をより充実すべきとの意見があった。④児童福祉関連専門職の共通基盤について検討する必要性が指摘された。

##### (2) 各論

###### 1. 児童福祉司の任用資格について

これについては、すでに行政からひとつの流れができているので、ノーコメントとしたいという意見がある一方で、入り口を広くして、段階的な現任訓練を充実すべきとの意見もあった。

###### 2. 児童福祉司の現任訓練について

たとえどのような人がなったとしても、やはり現任訓練はきちんと体系化される必要がある。研修、チーム会議、スーパービジョン、行政指導等、訓練をつみあげるためのしくみが必要である。現状は、実質的にジェネラリストであるのに、仕事はスペシャリストとしての立場が求められている。非常勤でもやむをえないが、多様な専門職が必要である。それが難しいならばケースごとの外部契約のしくみを整備することも必要である。行政職と民間職の連携がもっとあってよい。

###### 3. 児童指導員、保育士等の現任訓練について

これについては、幼保一元化の動きをきちんと見極めていくことが必要である。子育てには、母子保健、発達、養護などさまざまな側面があり、それらの分野を全体として体系化していくことが必要である。集団援助から個別援助への流れが出てきているが、個別化された援助の方法論が不十分である。ケアワークとケースマネジメントが統合化されたカリキュラムが必要である。援助者が繰り出す技法はそ

れぞれであるが、対人援助の基本原則は議論して確認していく必要がある。

##### 4. 児童福祉分野の専門職養成について

児童の分野は、やはり子ども家庭福祉として家族を含めた全体の中で取り込まれるべきである。子の成長の過程における保護者への依存期を継続的で安定的な関係の中で過ごすことができる専門職の関わりが必要である。

##### 5. 社会福祉を含むヒューマンサービス領域の専門職養成について

これまで行政の問題は、タテ割り型で利用者を全人的に捉えてこなかったことであった。専門職も自らの専門性からでのみ利用者のみをみてきた。利用者を全体としてとらえるあり方として専門職養成が考えられる必要がある。

#### V. 共通事項について

##### (1) 概要

①200年後を見据える気持ちで制度設計をする必要がある。②成長発達段階に添う形で支援を総合的に受けられるように制度設計する必要がある。③非常勤対応で行われることが増えているが常勤対応を考えるべきである。その際、必要に応じて民間がサービス提供の主体として重視される必要もある。④コミュニティづくりという視点から分権化を考える必要がある。⑤基礎自治体への財源委譲を進めるべきである。という意見が強かった。

##### (2) 各論

###### 1. 理念

児童福祉の問題であっても、子ども家庭の観点から取り込まれなければならない。その際、家族の状況が重要となるが、現在の状況を十分に把握した上で、200年後を見据えるくらいの長期的な視点で考えていく必要がある。子どもをめぐる家族の現状をみれば、社会福祉および子ども家庭福祉の将来像は悲観的なものとならざるをえない。

###### 2. 法体系

利用者を中心とする個人を全体としてとらえる観点からつくられなければならない。法体系のあり方についても、子ども家庭福祉の利用者からみて、成

長発達段階に従う形で、複数専門領域の支援を総合的に受けられるように設計する必要がある。

### 3. 供給方法

子ども家庭福祉においては、利用者の成長の過程をとおして継続的で安定的な専門職と利用者との関係が必要である。そうした個別化された援助の供給のために、現状では、行政の枠内で非常勤化して対応するという傾向が出てきているが大きな問題である。サービスが安定して供給されるようにすることを念頭に置いて、民間や地域のボランティア等を含めた地域全体で取り組む供給システムが検討されなければならない。

### 4. 分権化

三位一体の議論では、ネガティブな論点も出ているが、ネガティブな観点だけでとらえるべきでない。行政と民間のあらたなパートナーシップの可能性などに可能性を見いだしていくべきである。コミュニティづくりという視点から分権化を考える必要がある。

### 5. 財源

基礎自治体への財源の移管は有効なことも多い。しかし、基礎自治体をまたぐような自治体を中心とするあり方の問題として、自治体間の問題を誰が対応するのかということがある。とりわけ、母子自立支援施設の広域利用の際などに、誰がどのように費用負担するのかについて明示すべきである。また、行政で対応しにくい支援については、民間に委託することを検討すべきである。

## VI. 考察

「専門職の養成に関しては都道府県レベルが中心となるべきとの見解が強かった」ことについては、専門職養成については、地理的距離、集団規模、地域の特殊事情への対応などの観点から、都道府県を中心に考えることに一定の合理性があるとの判断を回答者がしていることがわかる。

「養成にかかわる経費については、税中心で対応すべき」との意見と「ある程度自己負担をしてもらう方が身に付きやすいのではないか」という意見との関係については、今後の専門職養成における重要な論点になるかもしれない。というのは、今のところ、児童福祉分野の研修については、全額雇用主負

担で実施されていることが多い。しかし、専門職自らの自己負担を導入するとともに、研修で得られた知見や技術・知識などを評価した上で、業務評価と関連づけながら、賃金やポストという形で反映するという仕組みを導入した方が、各専門職は積極的に知識や技術を身につけようとするのではないかという可能性を持っており、今後十分に検討する必要がある。

「現任教育の内容をより充実すべき」という意見については、具体的には、演習方式の研修を増やす必要が指摘された。まだまだ、講義形式の研修が多いことに対する不満が読み取れる。

「児童福祉関連専門職の共通基盤について検討する必要性」については、関連職種との連携を図る上で、「共通する点」や「独自な点」について相互に知り合うことが必要であるし、その知り合う作業を通じて、児童福祉専門職の共通基盤について確立していくことが必要ではないかと思われる。

また、「非常勤対応で行われることが増えているが常勤対応を考えるべきである」という意見も強かった。難しい課題が認知されることにより職員配置が増えることは望ましいが、多くの場合、非常勤職員の配置で留まっており、安定したサービスを長期間提供するためには、常勤配置を原則とし、しかも、できれば、複数人を配置することにより、ベテランが有している知識や経験を初任者に仕事を通じて伝達しうる仕組みを作ることが有効であると思われる。

以上、児童福祉専門職のあり方について、調査結果に基づいて考察したが、次年度以降、もう少し具体的な研修のあり方などに踏み込んだ継続的な検討が必要であると思われる。

## ○ ヒアリング質問文例

### 児童福祉専門職

1. 児童福祉司の任用資格について、現状のままでよいとお考えになりますか。  
もし改善すべき点があれば、お話しください。
2. 児童福祉司の現任訓練について、現状のままでよいとお考えになりますか。  
もし改善すべき点があればお話しください。
3. 児童指導員、保育士等の現任訓練について、現状のままでよいとお考えになりますか。  
もし、改善すべき点があれば、お話しください。
4. 児童福祉分野の専門職養成について、現状のままでよいとお考えになりますか。  
もし、改善すべき点があればお話しください
5. 社会福祉を含むヒューマンサービス領域の専門職養成について、現状のままでよいとお考えになりますか。  
もし、改善すべき点があればお話しください。

### <共通質問文>

6. これからの次世代育成支援・子ども家庭福祉を推進するための基本的な理念について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、パターンリズム、次世代育成支援、児童の権利保障、家族再統合支援、パーマネンシー・プランニングなどの理念についてどのようにお考えでしょうか。
7. 次世代育成支援・子ども家庭福祉の基本法体系について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、老人保健福祉施策における介護保険法と老人福祉法との住み分けを、子ども家庭福祉分野ではどのように考えたらよいでしょうか。児童福祉法と民法とに分断された子ども家庭福祉制度体系について、どのように考えたらよいでしょうか。
8. 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービス供給の方法について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、高齢者福祉や障害者福祉と同様、次世代育成支援・子ども家庭福祉についても利用者と提供者とが直接向き合う関係を基本とすべき、との見解に対してどのようにお考えですか。
9. 次世代育成支援・子ども家庭福祉行政実施体制の分権化について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、高齢者福祉や障害者福祉と同様、市町村を中心に再構築すべき、との見解に対してどのようにお考えですか。
10. 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービスの財源について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば、その総額、財源構成、公費負担の方法・性格、利用者負担のあり方、さらにはそれらの組合せのあり方などについてどのようにお考えでしょうか。

## ヒアリング結果 児童福祉専門職

【児童福祉専門職】 Aさん

### 1. 児童福祉司の任用資格について

受ける教育の内容を考えれば、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の資格を任用資格にしていけばよいのではないかと。ただ、そのためには身分保障の部分もあるので、採用の仕方は「〇〇人以上必要・・・」とか工夫する必要がある。

### 2. 児童福祉司の現任訓練について

OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）が基本で、その上に専門職としての研修を考えることになる。看護職などとくらべて、社会福祉の専門職は、現任訓練が弱い感がある。就業初期の段階だけでなく、10年、20年単位で、都道府県レベルで研修できるようなシステムを作ることが必要である。専門職へのサポートに重要な意義をもつと位置づけなければならない。

### 3. 児童指導員、保育士等の現任訓練について

専門職団体や民間でやられているものが主となっている現状があり、体系的に整備していく必要があるのではないかと。2の質問で回答したように、都道府県レベルで、短期だけでなく長期的な計画で実施できるようなものが、専門職としてのステップアップにとっても必要である。

### 4. 児童福祉分野の専門職養成について

行政分野については、特に、OJTと現任者研修が重要となってくる。行政分野については、A自治体（都道府県レベル）では、福祉職として総合的に採用して、専門分野に配置するというやり方だが、改めて、専門分野ごと細分化して採用するというやり方にかえていくことも必要かもしれない。行政で行う現任者研修が民間の専門職もつかえるものになるとよいのではないかと。

### 5. 社会福祉を含むヒューマンサービス領域の専門職養成について

社会福祉に限らずコメディカルの専門性は重要となっている。専門の枠をこえた知識をもった専門職養成が必要という観点だけでなく、利用者を意識したサービスのあり方についての意識や議論も必要である。

### 6. 理念

児童福祉の分野だけでなく、社会福祉全体として、相手を引っ張るのでもなく、まるごと抱え込むのでもなく、「よりそのような支援」という感覚をいかに具体化していくかということが課題であると感じている。自己決定とパターナリズムはうらはらな関係と考えるべきであり、その人にとって長期的に意味のあることであると考えられれば、パターナリズムか自己決定かという二極論ではないように感じる。「権利保障」という概念には、あいまいさを感じている。そこで含まれる権利には、法的に認められているものと、認められていないものを認めていこうという両方のものが含まれている。行政としては、前者について関わっていくことは仕事の一部であるが、後者を含むとなると、どこまでどのように関与していくのかがあいまいになってしまう。

### 7. 法体系

「基本法」自体は、施策のスタンスがかかれたものであり、ここで個別の施策を議論していくことは難しいのではないかと。基本法の体系はそれぞれ機能的なすみわけができるはずで、それができれば問題はないのではないかと。

## 8. 供給方法

サービスの供給については、供給量や質の確保ができることは前提として確認されれば、供給方法は、あらゆる分野が同じ供給方法で、かつ利用者にとって自由度の高いものであることが望ましいのではないか。基本的には利用者と事業者が直接的に向き合う関係であるべきであるが、直接向き合う関係でうまくいかない場合に、対応できるところは必要である。まったく問題がなければすべて市場ベースで考えていけばよいが、そういかない部分はある、問題が発生した時のフォローができる必要がある。

## 9. 分権化

市町村を中心とする再構築については、再構築が「のぞましい」であろう。ただし、市町村で受けとめやすいかどうか異なる。広域行政は別として、基本的には利用者に近いところで処理する方がよい。

## 10. 財源

財源の基本は、住民がどこまで全体を了解するかというのが重要である。それさえできていれば、受益者負担の議論は一緒に扱うことができる。負担は金銭にかぎらず、住民参加として人的資源の活用も含めて、地域で考えていけばよい。その際、公的な役割だからこそできる仕事の分野は明確に意識されなければならない。また、地方交付税のしくみは、自治体間の税収の再配分という観点から重要である。

## 【児童福祉専門職】 Bさん

### 1. 児童福祉司の任用資格について

これについては、すでに行政からひとつの流れができていますので、ノーコメントとしたい。

### 2. 児童福祉司の現任訓練について

たとえどのような人がなったとしても、やはり現任訓練はきちんと体系化される必要がある。研修、チーム会議、スーパービジョン、行政指導等、訓練をつみあげるためのしくみが必要である。現状は、実質的にジェネラリストであるのに、仕事はスペシャリストとしての立場が求められている。非常勤でもやむをえないが、多様な専門職が必要である。それが難しいならばケースごとの外部契約のしくみを整備することも必要である。行政職と民間職の連携がもっとあってよい。

### 3. 児童指導員、保育士等の現任訓練について

これについては、幼保一元化の動きをきちんと見極めていくことが必要である。子育てには、母子保健、発達、養護などさまざまな側面があり、それらの分野を全体として体系化していくことが必要である。集団援助から個別援助への流れが出てきているが、個別化された援助の方法論が不十分である。ケアワークとケースマネジメントが統合されたカリキュラムが必要である。援助者が繰り出す技法はそれぞれであるが、対人援助の基本原則は議論して確認していく必要がある。

### 4. 児童福祉分野の専門職養成について

児童の分野は、やはり子ども家庭福祉として家族を含めた全体の中で取り込まれるべきである。子の成長の過程における保護者への依存期を継続的で安定的な関係の中で過ごすことができる専門職の関わりが必要である。

### 5. 社会福祉を含むヒューマンサービス領域の専門職養成について

これまで行政の問題は、タテ割り型で利用者を全人的に捉えてこなかったことであった。専門職も自らの専門性からでのみ利用者を見てきた。利用者を全体としてとらえるあり方として専門職養成が考えられる必要がある。

### 6. 理念

児童福祉の問題であっても、子ども家庭の観点から取り込まなければならない。その際、家族の状況が重要となるが、現在の状況を十分に把握した上で、200年後を見据えるくらいの長期的な視点で考えていく必要があるのではないかと。子どもをめぐる家族の現状をみれば、社会福祉および子ども家庭福祉の将来像は悲観的なものとならざるをえない。とりわけ、これまで日本の政府は貧困の問題に中心的に取り組んできたが、他方で、比較的富裕な層の家族生活における問題を置き去りにしてきた。家族のライフスタイル化はますますすすみ、そのことは、現状の社会福祉の制度施策の根本から揺るがすような現状へとつながっていることをまず認識する必要がある。

### 7. 法体系

問題の領域は、既存の領域からでなく、利用者を中心とする個人を全体としてとらえる観点からつくられなければならない。法体系のあり方についても、子ども家庭福祉の利用者にとって複数専門領域の統合は、個人の成長発達段階をとおしてひきつがれるかたちで統合がなされる必要がある。

### 8. 供給方法

子ども家庭福祉においては、利用者の成長の過程をとおして継続的で安定的な専門職と利用者との関係が必要である。そうした個別化された援助の供給のために、現状では、行政の枠内で非常勤化して対応するという傾向が出てきているが大きな問題である。民間や地域のボランティア等を含めた地域全体で取り組む供給システムが

検討されなければならない。

#### 9. 分権化

三位一体の議論では、ネガティブな論点も出ているが、ネガティブな観点だけでとらえるべきでない。創造（想像？）的にとらえれば、行政と民間のあらたなパートナーシップの可能性など、可能性を見出していくことはできるのではないか。重要なのは、地域のコミュニティを自治体ごとにつくることができているかどうかということである。

#### 10. 財源

自治体を中心とするあり方の問題として、自治体間の問題を誰が対応するのかということがある。とりわけ、先のDVの問題でもふれたように、広域利用の際に、送り手と受け手とどちらが費用負担するのかといった問題への対応のしくみを検討する必要がある。また、行政で対応できない個別化された支援を民間に委託して担っていくことは検討すべきである。

## 【児童福祉専門職】 Cさん

### 1. 児童福祉司の任用資格について

社会福祉の知識や技術をもった固有の専門職というよりは、行政の事務的な処理をするという状況であるように感じる。心理学、教育学、社会学学士だけでなく、実務経験の要件が加えられたことはよかった。現任となっている人についてどのように専門性を確保するのかが疑問である。児童福祉司への任用が保健師、助産師、看護師当の資格へ拡大されるようだが、児童福祉の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をこなすことができるのかどうか無理があるのではないか。基本は社会福祉士等の相談援助に関わる国家資格の有資格者に加えて、児童福祉ならばその専門科目が加えられた形を修めた人から任用するのがのぞましい。2年以上児童福祉事業に従事するというのはいいが、社会福祉主事自体の専門性の問題は解決されないのではないか。

### 2. 児童福祉司の現任訓練について

児童福祉司に求められる資質についての整理を十分にした上で、いろいろなプロセスで入ってくる人をそれぞれ自分に足りない部分をおさえることができるような現任訓練体系があるとよいのではないか。現状としては、やはり行政措置をするための仕事というイメージがあり家庭と調整して子どもを家庭に復帰させる可能性をさぐるようなところはなかなか取り組まれていないのではないか、そこに児童福祉の専門性の上積みを児童福祉司自身のなかからつくっていきけるとよいのではないか。児童相談所においては、子ども、親、家庭と家族を、いろいろな資源と調整して子どもの領域でケアマネージメントを行うとともに、一種の行政判断のできる権限をもった専門職が理想として必要ではないか。

### 3. 児童指導員、保育士等の現任訓練について

児童指導員と保育士については、業務内容や専門性が現場レベルで未分化な現状がある。たとえば児童養護施設の職員という立場で研修等は行われているが、それぞれが系統立てて理論化されていない。保育士については国家資格化されているが、保育所の保育士については保育所の職員という立場で位置づけられている。保育所保育士や児童養護施設の保育士が、自らに必要な現任訓練体系を議論して作っていくことが必要ではないか。保育領域の0から6才までを専門領域とする保育士と、2才から18才までをみる児童養護施設の保育士のどこがちがうのか一致するのか自ら研究していくことが必要である。特に、保育は16才とか17才とかあるいは18才、20才というスパンで子どもを相手にするという認識がなかったのではないかと考えている。

### 4. 児童福祉分野の専門職養成について

児童福祉分野の専門職として、保育士、児童指導員、児童自立支援員、児童生活支援員などがあるが、もう少し整理されてもいいのではないか。高齢者分野ではソーシャルワーカーとケアワーカーの領域が明確になってきていると感じているが、児童の分野では、混在しているのが現状ではないか。たとえば、入口として児童福祉に関わる専門職がひとくくりであり、そこからソーシャルワークとケアワークに分かれる。現状であてはめていけば、児童指導員はソーシャルワーカーの位置づけ、保育士がケアワーカーの位置づけとなる。社会福祉士と介護福祉士との関係も、はじめから分化されていくのではなく、介護福祉士が相談援助という積み上げを行うことで社会福祉士になっていける道をつくったほうがよい。ソーシャルワーク機能を社会福祉士をベースとして、ケアワーク機能を高齢者であれば介護福祉士、児童であれば保育士という整理は今の流れにつながっていくのではないか。

### 5. 社会福祉を含むヒューマンサービス領域の専門職養成について

医療、教育、司法という隣接領域にくらべて社会福祉が弱いと考えられる部分は、なる方法がいろいろな形があって学歴試験等で証明された能力への社会的承認の部分が弱いのではないか。職名はいろいろあってよいが、なるプロセスを国家資格をベースに組めるといいのではないか。

## 6. 理念

データなし

## 7. 法体系

介護保険法と老人福祉法にせよ、子ども家庭福祉分野にせよ、民法は全体を網羅したものとなるから人の生活に全部絡んでくるのでそれぞれの住み分けを考えるのは難しいのではないか。ただ、分断されている状況がよいとは考えない。たとえば、子ども家庭福祉法のような考え方で、整理すべき部分は整理する方がよい。

## 8. 供給方法

税財源だけではもうささえていくのは不可能であり、子育てについても保険形式で利用者がささえあうようなかたちが考えられて良い。子育てしている人やあるいは同世代で支え合うというかたちが税金よりもわかりやすいしくみで考えられるとよい。保険料を出しても、いざとなれば自分が使うというかたちであれば、税金として出してどこに振り分けられるかわからないというものよりもよい。

## 9. 分権化

分権化によって、地方間格差がひろがることにより場所によってサービスがあったりなかったり、暮らしやすいとか住みにくいとか地方で差が出てしまう可能性がありあまりいいことに思われたい。ある程度どこにいても基本的なサービスが同じであることの良さもある。ただ、地方分権のよさもあるだろうが、現状では、最終的には全部市町村だとか都道府県下に移行されるような考えで流れていっており、地域間格差をうむ危険があるように感じている。社会保障において築き上げているいいバランスまで崩してしまう懸念がある。児童虐待でいえば、保護の判断をできるような力量を持った人材が各地に育っていないとできないであろう。そのためには、児童福祉専門職が、たとえば弁護士になりたいと思うような感覚で誇りをもってつけるステータスの仕事になる必要がある。

## 10. 財源

利用者にみえやすい形にしていいたいと思う。少なくとも、出している側がお金を出しているということがわかるようなかたちがよい。税の一部はぐるぐる回ってあそこにいるというようなものではない方がよい。使っていない立場にしても、自分が子ども家庭支援のために一部を支えている一人なのだと考えられるものがよい。保険料のような形で徴収という単位で見れば、社会保障全体が個別ばらばらではなく、介護も障害も子育ても年金も医療も一本化されてもよいのではないか。

## 研究成果の刊行に関する一覧表

### 書籍

著者	論文タイトル	書籍全体の編集者名	書籍名	出版者名	出版地	出版年	ページ
柏女霊峰	---	---	次世代育成支援と保育(仮題)	全国社会福祉協議会	東京	2005(近刊)	---
新保幸男	保育サービス提供主体の多様化	澁谷博史、平岡公一	福祉の市場化を見る眼	ミネルヴァ書房	京都	2004	255-270
新保幸男	児童虐待発生要因と政策対応の方向性	国立社会保障・人口問題研究所	子育て世帯の社会保障	東京大学出版会	東京	2005(近刊)	---

### 論文

発表者	論文タイトル	発表誌	巻号	ページ	出版年
柏女霊峰	児童家庭福祉制度再構築のための児童福祉法改正要綱試案(第一次版)	淑徳大学社会学部紀要	第39号	13-24	2005
柏女霊峰	次世代育成支援・子ども家庭福祉施策のゆくえ	月刊福祉	2005年5月号	---	2005(近刊)
柏女霊峰ほか	児童家庭福祉制度再構築のための児童福祉法改正要綱試案	日本子ども家庭総合研究所紀要	第41集	---	2005(近刊)

研究ノート

## 児童家庭福祉制度再構築のための 児童福祉法改正要綱草案（第一次版）

柏 女 靈 峰

### I 研究目的

ノーマライゼーションの理念の定着、児童の権利に関する条約の締結、次世代育成支援の理念及びそれらにともなう施策や要保護児童・ひとり親家庭福祉施策の展開、介護保険制度の見直し並びに支援費制度の導入とその後の障害福祉サービス改革等の政策動向、さらには、少子化、児童虐待、年少非行の社会問題化、育児の孤立化や仕事と育児の両立困難等近年の児童や家庭を取り巻く環境の変化、児童家庭福祉問題の複雑化・多様化を踏まえ、ニーズと施策体系の乖離が目立つ児童家庭福祉施策の分権化、連帯化、統合化を推進し充実を図るとともに、子育て家庭に対しても施策の幅を拡充し、もって児童及び家庭のウェルビーイングの一層の促進を図ることをめざし、児童福祉法等の一部を改正する法律要綱草案を作成することを目的とする。

### II 研究方法

著者らの先行研究である柏女霊峰・網野武博・山本真実・林茂男りによる成果「児童福祉法等の一部を改正する法律要綱草案」をベースとし、その後の著者らの研究<sup>1)</sup>並びに施策の進展、近年の次世代育成支援・児童家庭福祉の改革動向を踏まえて大幅な改訂を行うという方法を採った。

### III 研究結果

1. 児童福祉法等の一部を改正する法律要綱草案作成上の前提条件  
本要綱草案を作成するうえで、前提条件としたことは以下のとおりである。

- (1)理想的な児童福祉法を作成するのではなく、現行の児童福祉法をベースとし、児童及び子育て家庭の現実、ニーズとの乖離の是正及び現行児童・子育て問題の解消に資する改善策を検討し、より現実的な改正案の作成に努めること。
- (2)児童福祉法全体について検討を加えるが、今後必要と考えられる「親権制度における民法(児童福祉法)と私法(民法)との統合」、「財源の担込にともなうたとえば、育児支援法(社会保障財源)と児童福祉法(税財源)との二大体系化」といった論点については、仮定の議論があまりにも多くなり結論が得にくいため、本研究においては判断を留保したうえで検討を進めること。
- (3)児童家庭福祉行政の実施主体については市町村を中心とし、サービス利用のあり方については、利用者と提供者との連携向き合関係(たとえば支援費制度や介護保険制度)を基本とすること。

## 2. 要綱草案の基本方針

要綱草案の作成に当たり、他の社会福祉制度等の動向や審議会報告その他種々の動向を踏まえて、要綱草案作成の基本方針は以下のとおりとした。

- (1)児童家庭福祉の理念について総合的に加筆し、また、子育て支援に対する社会の責任を明確にする。それにとまない、法律の題名を変更する。
- (2)市町村を中心とするサービス提供体制をめざす。
- (3)児童家庭福祉サービスの利用制度については、障害者福祉サービスにおける現行の利用制度である支援費制度をモデルとし、必要な改善を行う。
- (4)利用できるサービスの判定・決定については、市町村レベルにおける協議会型構造を基本とする。併せて、次のステップとして、ケアマネジメントシステムの導入を意図する。
- (5)要保護児童福祉の実施主体も原則として市町村とし、子育て支援サービスと要保護児童福祉サービスとの連携性の確保をめざす。
- (6)その場合において、児童相談所を裁撤しない市町村にあつては、当分の間、被虐待等の要保護児童の継続保護または家庭裁判所送致等について、当該市町村が属する都道府県の管轄児童相談所に当該事務を委託できることとする。
- (7)社会的責務については、その小規模化、連続化、地域化を推進する。
- (8)児童虐待防止については、警察、司法の介入強化を図る。
- (9)すべての就学前児童に、その年齢に応じ、原則で又は保護者とともに一定の保育時間を保障する基本保育制度の導入を図る。

## 3. 児童福祉法等の一部を改正する法律要綱草案

以上の前提条件、基本方針のもとで作成した第一次要綱草案(第一次版)は以下のとおりである。

### 児童福祉法等の一部を改正する法律要綱草案(第一次版)

#### 第一 改正の趣旨

少子化、児童虐待、年少非行の社会問題化、育児の孤立化や仕事と育児の両立困難等近年の児童や家庭を取り巻く環境の変化、児童家庭福祉問題の複雑化・多様化を踏まえ、ニーズと施策体系の乖離が目立つ児童家庭福祉施策の分権化、連続化、統合化を推進し充実を図るとともに、子育て家庭に対しても施策の幅を拡充し、もって児童及び家庭のウェルビーイングの一層の促進を図るほか、所要の規定の整備を行うものとする。

#### 第二 改正の要点

##### 一 法律の題名等に関する事項

- 1 法律の題名等に関する事項
  - (一)法律の題名を児童福祉法から「児童家庭福祉法」に改めること。
  - (二)(一)にとまない、「家庭」についての定義を設けること。

##### 二 法律の目的及び理念に関する事項

- 1 児童の権利保障に関する事項
  - (一)児童の生存、発達及び自立に関する国等の権利を積極的に保障する趣旨の条項を附加すること。

##### 2 児童の育成責任に関する事項

- (一)父、母若しくは法定保護者は、児童を育成する第一義的責任を負うものとする。
- (二)すべての国民は、児童を育成する家庭及び保護者を支援し、ともに育成する責任を負うものとする。
- (三)児童の保護、養護を決定するに際しては、保護者及び家族の希望を尊重し、合意、協力

を得てともに育成することに努めるものとすること。

### 3 児童の意見表明の保障とその尊重に関する事項

- (一) 総則に、児童の意見表明の担保とその尊重規定を附加すること。
- (二) 児童の児童福祉施設入所、解除等の福祉サービス利用の決定にあたっては、当該児童にその理由等について十分に説明し、意見を聴き、同意を得るよう努めるとともに、当該意見を尊重しなければならないものとすること。
- (三) 児童の意見表明を保障する要件は政令で定めるものとすること。

### 4 児童の最善の利益の判断基準に関する事項

- (一) 都道府県、市町村が児童に対する福祉サービスについて決定する際には、「児童の誰かめ得る意見と感情」、「児童の身体的、心理的、教育的及び社会的ニーズ」、「児童に対してとられた決定の結果、児童の状況の変化が児童に及ぼす影響」、「児童の年齢、性別、背景その他の特徴」、「児童の受けた、あるいは受けつつある害」、「児童に対してとられた決定の結果、児童を監護することとなるものが、児童のニーズを満たすことのできる可能性」を最大限考慮しなければならないものとすること。

## 三 実施体制に関する事項

### 1 「障害」が関係福祉事務に関する事項

- (一) 「障害」が関係施設への入所等に係る事務を都道府県・指定都市から市町村に移譲すること。
- (二) 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所、児童相談所「障害」見部門を再編成し、「障害者相談センター」を都道府県・指定都市その他政令で定める市に設置するものとすること。
- (三) 「障害」児の医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神保健上の判定を行う機関を、児童相談所から「障害者相談センター」に移管すること。
- (四) 「障害」児であることが確定していない場合、あるいは障害の程度が軽度であって障害を有しない児童と同等に処遇することが児童の利益になると考えられる場合には、児童相談所でも対応できるものとすること。

### 2 児童相談所の設置等に関する事項

- (一) 児童相談所を、都道府県・指定都市その他政令で定める市（以下「児童相談所設置市」

(4)

という。)に設置するものとすること。

- (二) 市町村に児童家庭福祉問題に総合的に対応する機関を設けることとすること。これにもない、福祉事務所の児童家庭福祉に関する業務を当該機関の業務とすること。また、当該事務の一部を民間に委託できるものとすること。さらに、これにともない、家庭児童相談室を廃止すること。なお、指定都市その他政令で定める市が設置する児童相談所は、当該機関となることとすること。

- (三) 児童相談所は、児童家庭福祉に係る事項のうち、専門的判定を要する等専門的な知識及び技術を必要とする事項及び児童の一時保護その他必要と認められる事項を担当すること。
- (四) 都道府県中央児童相談所は、その他の児童相談所、市町村に対して必要な支援を行わなければならないものとすること。

### 3 児童家庭福祉事務の市町村移譲に関する事項

- (一) 児童福祉施設等への児童の入所支援・養育家庭における児童の支援等に係る事務を都道府県・指定都市から市町村に移譲すること。
- (二) 都道府県は、市町村の児童保護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、技術的援助等の必要な援助を行うものとすること。
- (三) 市町村に児童家庭福祉対策地域協議会を設置すること。2. の(二)の機関がその事務を行うものとすること。

## 四 新しい利用制度に関する事項

### 1 市町村の情報提供と利用の調整等

- (一) 市町村は、児童及び保護者に対する福祉に関する必要な情報提供、相談及び指導を行わなければならないものとすること。
- (二) 市町村は、児童及びその保護者から求めがあつたときは、必要に応じて、福祉サービスの利用について、あつせん又は調整を行うとともに、指定児童居宅生活支援事業者及び指定児童福祉施設の長並びに養育家庭に対する利用の要請を行うものとすること。

### 2 サービスの決定及び支援費の支給

- 児童福祉法上の福祉サービスであつて措置制度並びに保育の実施、助産の実施、母子保護の実施により提供されているものうち、次の3にいう児童居宅生活支援及び児童福祉施設支援並びに養育家庭支援について、児童居宅生活支援及び児童福祉施設支援並びに養育家庭支援費（支援費）を支給する方式を導入するため、次の事項について規定するものとす

(5)

ること。

(一)市町村は、児童及び保護者が、指定児童居宅生活支援事業者が提供する児童居宅生活支援又は指定児童福祉施設等が提供する児童福祉施設支援又は養育家庭が提供する養育家庭支援を受けたときは、当該支援に要した費用について、支援費を支給することができる。

(二)児童及び保護者は、支援を受けようとするときは、市町村に申請しなければならないこと。

(三)市町村は、(二)の申請がなされたときは、当該児童並びに保護者の状況について、第二、三の4の(一)に掲げる事項等を総合的に勘案してその要否の決定を行うこと。

(四)この場合においては、市町村は、第二、三の3の(三)の児童家庭福祉対策協議会を活用しなければならないものとする。また、児童の医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神保健上の判定並びに児童の一時保護を行う必要がある場合には、当該児童を児童相談所に送致し、その判定の結果を考慮してサービスの決定を行わなければならないこと。

(五)児童居宅生活支援又は児童福祉施設支援又は養育家庭支援に係る支援費の額は、指定児童居宅生活支援又は指定児童福祉施設支援又は養育家庭支援に通常要する費用につき市町村が定める基準により算定した額から、児童又はその保護者の負担能力に応ずる利用者負担額を控除した額とすること。

(六)市町村は、指定児童居宅生活支援及び指定児童福祉施設支援並びに養育家庭支援に要した費用について、支援費として支給すべき額の限度において、児童及び保護者に代わり、指定児童居宅生活支援事業者及び指定児童福祉施設並びに養育家庭に支払うことができることとする。また、この場合において、当該児童及び保護者に支援費の支給があつたものとみなすこと。

(七)市町村は、児童居宅生活支援の支給決定を受けた児童及び保護者が、指定児童居宅生活支援以外の児童居宅生活支援を受けた場合において、必要と認めるときは、これに要した費用について、特別児童居宅生活支援費を支給することができること。

### 3 児童居宅生活支援及び児童福祉施設支援並びに養育家庭支援（支援費の支給の対象となる福祉サービス）

(一)児童居宅生活支援とは、児童居宅介護、児童サインサービス、児童短期入所、児童自立生活援助、放課後児童健全育成及び子育て短期支援をいい、児童福祉施設支援とは、児童福祉施設及び指定医療機関等において提供される支援をいい、養育家庭支援とは、養育家庭

において提供される支援をいうものとする。

#### 4 事業者・施設の指定制度

指定児童居宅生活支援事業者及び指定児童福祉施設並びに養育家庭の指定は、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事、政令指定都市市長、中核市長が行うものとする。

#### 5 児童の福祉のために必要と認められる場合の市町村等の措置

(一)児童の福祉のため児童居宅生活支援又は児童福祉施設支援又は養育家庭支援を利用することが必要と認められる場合であつて、保護者が当該支援の利用を申請しない場合には、市町村は、児童相談所の意見を聞いて、当該児童に児童居宅生活支援又は児童福祉施設支援又は養育家庭支援を利用させなければならないこととする。

(二)児童の福祉のため、児童相談所を設置していない市町村から当該市町村を管轄する都道府県の児童相談所に送致があつた場合には、児童相談所長は、意見を付して市町村に結果を送付しなければならないこととする。

(三)市町村が家庭裁判所の審判に付することが適当と認める児童は、これを家庭裁判所に送致することとする。

(四)保護者がその児童を虐待し、監護を怠り、その他当該児童の福祉を害するおそれがあると認められるときは、六の「児童虐待防止に関する事項」の例によるものとする。

(五)保護者がいない等の事情により児童又は保護者が支援の申請を行うことができない場合には、市町村は、児童相談所の意見を聞いて、当該児童に児童居宅生活支援又は児童福祉施設支援又は養育家庭支援の措置をとらなければならないこととする。

(六)(三)～(五)の事務については、当分の間、児童相談所を設置しない市町村にあつては、当該事務を当該市町村を管轄する都道府県の児童相談所に委託することができることとする。

#### 6 国及び都道府県の負担

市町村が支援費として支弁する費用に係る国及び都道府県の負担について、次のようにすること。

(一)政令で定めるところにより、国はその2分の1を、都道府県はその4分の1を負担すること。

#### 7 職員の配置及び資格に関する事項

(一)児童家庭福祉に係る相談、調査、指導等の業務を行うため、市町村に児童・家庭の福祉

に因する各般の相談に応ずる職員を置くものとする。

(二)相談に応ずる職員は、資格及び任用については政令で定めることとする。

## 五 児童福祉施設の再編成及びその運営、養育家庭等に関する事項

### 1 児童福祉施設の再編成に関する事項

(一)児童の養育・養護・生活治療（トリートメント）を行う児童福祉施設として「児童育成ホーム」及び「小規模児童育成ホーム（グループホーム）」を創設すること。これにともない、政令において「児童育成ホーム」及び「小規模児童育成ホーム（グループホーム）」に關し、児童の養育・養護を行う「児童養育ホーム」及び児童の生活治療（トリートメント）を行う「生活治療ホーム」をそれぞれ定めるものとする。

(二)これにともない、現行の乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を再編成すること。また、再編成については、個々の施設の混雑を招かぬよう一定の経過措置を設けるものとする。

(三)ひとり親家庭及びその児童を保護し支援する児童福祉施設として「家庭支援ホーム」を創設すること。

(四)「障害」児関係児童福祉施設の再編成を行うものとする。通所により「障害」児の療育、訓練を行う児童福祉施設として「障害児通園施設」を創設すること。これにともない、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設及び難聴幼児通園施設を再編成すること。

(五)助産施設を廃止し、母子保健法に経済的支援事業として新たに法定化すること。

### 2 児童福祉施設の業務及び運営に関する事項

(一)「児童育成ホーム」、「小規模児童育成ホーム（グループホーム）」及び「家庭支援ホーム」支援児童の支援期間について、高等教育機関進学その他特別の事由がある場合に20歳を超えて支援を継続することができるものとする。

(二)市町村は、児童福祉施設支援中の児童に対し、支援の継続の可否に關し、児童自立支援計画に基づきおおむね6か月ごとに審査を行うものとする。また、その際、児童福祉施設長及び児童の意見を聴取し、考慮するものとする。

(三)児童福祉施設職員及び職員が守秘義務に關する規定を創設すること。

### 3 養育家庭、養子縁組に関する事項

(一)里親を「養育家庭」と名称変更すること。

(二)「養育家庭」支援児童の支援期間について、高等教育機関進学その他特別の事由がある

場合に20歳を超えて支援を継続することができるものとする。

(三)市町村は、養育家庭支援中の児童に対し、支援の継続の可否に關し、養育計画に基づきおおむね6か月ごとに審査を行うものとする。また、その際、養育家庭及び児童の意見を聴取し、考慮するものとする。

(四)養育家庭の守秘義務に關する規定を創設すること。

(五)養子縁組給付業務を法定化し、その業務を地方公共団体及び養子縁組相談機関に限定すること。

(六)養子縁組給付業務の業務に關する手続きを政令で定めるものとする。

## 4 就学前児童の保育に関する事項

(一)就学前児童は、その年齢に応じ単独で又は児童の保護者とともに、一定の時間、基本保育を利用することができるものとする。

(二)就学前児童に対して保育を行うため、保育所及び家庭保育員（保育を必要とする就学前児童を居宅において保育することを希望する者であつて市町村長が適当と認めるものを含む。）並びに訪問住宅保育員（保育を必要とする就学前児童を当該児童の居宅において保育することを希望する者であつて市町村長が適当と認めるものを含む。）を設ける。当該事業を実施する者は、四の「新しい利用制度」に基づいて支援を提供することができるものとする。

(三)基本保育の要件並びに時間、保育及び子育て支援事業の「新しい利用制度」に基づく利用要件、時間等については、政令で定めるものとする。

## 5 自立生活援助に関する事項

(一)就労しているが自立に困難を伴う児童青少年に対し、食事の提供、生活指導、相談その他必要な援助を行う児童福祉施設として「児童青少年自立援助ホーム」を創設すること。

(二)児童青少年自立援助ホームは、児童青少年自立生活援助事業を運営することができるものとする。

## 6 設備及び運営の向上に関する事項

(一)厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市・中核市市長並びに児童福祉施設長及び養育家庭は、最低基準を超えて、常に、児童福祉施設等の設備及び運営その他児童家庭福祉の向上に努めなければならないものとする。

## 六 児童虐待防止に関する事項

- (一) 第29条に基づく立入調査に因り、都道府県知事が当該事務を委嘱できる者に警察官を加えること。
- (二) 第28条に基づく家庭裁判所に対する児童福祉施設入所の承認を求める審判申立ての要件から「著しく」の文言を削除し、その要件の緩和を図るものとする。
- (三) 保護者がその児童を虐待し、その監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合においては、市町村長は家庭裁判所に対し親権停止の宣告の請求を行うことができるものとする。また、家庭裁判所は、親権停止中の親権者に対し指導命令を出すことができるものとする。さらに、これに従わない場合には、親権者の親権喪失宣告請求ができるものとする。
- (四) 家庭裁判所の審判による入所決定については、決定中に期間を明示するものとする。また、保護者及び市町村長は、当該入所決定の取消し申立てを行うことができるものとする。さらに、本審判による入所決定にあわせて親権者の親権回復が行われた場合においては、家庭裁判所がおおむね6か月ごとに児童の親権者の親権回復について、親権者及び児童の状況及び児童の状況を斟酌しつつ審判を行うものとする。その際、親権者及び児童の意見を聴取しこれを考慮しなければならないものとする。
- (五) 親権者に児童の居所を開示することが当該児童の福祉を著しく害する場合には、市町村長は、親権者に児童の居所を開示しない旨の審判を請求することができるものとする。
- (六) (三)～(五)の事務については、当分の間、児童相談所を設けない市町村にあつては、当該事務を当該市町村を管轄する都道府県の児童相談所に委託することができることとする。

## 七 児童の健全育成に関する事項

- 1 本法その他関連法において法定化されていない児童福祉関連施設に関する事項
- (一) 6人以上の児童を入所させる本法その他関連法において法定化されていない児童福祉関連施設について、その運営基準を定め、行政庁に対し届出義務を課すこと。

## 第三 施行期日等

- 一 この法律は、平成〇〇年〇月〇日から施行するものとする。ただし、〇〇については平成〇〇年〇月〇日から施行するものとする。

二 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子保健法、母子及び習熟福祉法、民法、家事審判法その他関係各法について所要の改正を行うものとする。

三 その他所要の改正を行うものとする。

## 附記

本要請書案（第一次版）作成途上にて、少年法改正や障害福祉サービス法案（仮称）の制定などが決定した。いわゆる三位一体改革における児童家庭福祉財源のあり方も検討されている。事態は急激に変わらうとしており、検討の途上である本法案を敢えて公表することにより、次世代育成支援・児童家庭福祉改革論議の一助となれば幸甚に思う。とともに、本法案をもとに、著者が主任研究者を務める研究班において、さらに詳細な検討を続けていく予定であることを附記しておきたい（2004年10月末日）。

## 注

- 1) 田代繁博・御野武博・山本真実・林茂男「児童福祉法の改正をめぐる一二次なる改正に向けての試案—1」日本子ども家庭総合研究所 1997
- 2) 田代繁博ほか「子ども家庭総合研究所のあり方に関する総合的考察」日本子ども家庭総合研究所 紀要1 第39集 日本子ども家庭総合研究所 2003
- 3) 田代繁博ほか「次世代育成支援・子ども家庭福祉制度体系再構築のための論点」日本子ども家庭総合研究所紀要1 第40集 日本子ども家庭総合研究所 2004
- 4) 田代繁博「子育て支援と行政の取り組み」『臨床心理学』第4巻第5号 金剛出版 2004
- 5) ここにいう「障害」とは障害者基本法、発達障害者支援法その他の各法にいう「障害」をいう。法定化する場合には、「障害を有する児童」等の表現を用いることとする。
- 6) 利用者のあり方を応能負担とするか応益負担とするかについては、今般、判断を留保した児童家庭福祉制度に社会保険システムを導入するか否かによっても異なり、別途検討を要するが、ここでは現状を踏襲して応能負担を原則としている。
- 7) 「障害」児関係児童福祉施設については別途再編成を考慮することが必要であるが、本稿においては検討を行っていない。

## 参考文献

- 1) 田代繁博「児童福祉改革と実施体制」ミネルヴァ出版 1997
- 2) 田代繁博「現代児童福祉論」第6版】東信書房 2004
- 3) 御野武博「児童福祉学」中央法規出版 2002
- 4) 次世代育成支援システム研究会「社会連帯による次世代育成支援に向けて」きょうせい 2003

### Tentative Plan of an Amendment to the Child Welfare Law (1st edition) for the Restructuring of the Child and Family Welfare System

Reiho KASIIWAME

Since the enactment of the Child Welfare Law approximately 60 years ago, a large gap has emerged between the Child and Family Legal System and the present needs.

In order to address this problem, it is necessary to restructure the Child and Family Welfare System.

Therefore, this Tentative Plan of an Amendment to the Child Welfare Law (1st edition) was drawn up. This plan is intended to be used as a basis for future research.